
PTA規約

川崎市立稗原小学校

川崎市立稗原小学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は川崎市立稗原小学校 P T Aと称し、事務局を同校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は、父母と教職員とが協力して、家庭・学校・社会での児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 民主的教育の具体化をはかるために必要な事項
- 2 教育的環境の整備向上をはかるために必要な事項
- 3 会員相互の教養を高めるために必要な事項
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事項

第4章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育・福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を主目的とするような活動は行わない。
- 3 学校の管理や教職員の人事に関与しない。

第5章 会員

第5条 本会は次のような会員で組織する。

- 1 本校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者
- 2 本校教職員

第6章 会計

第6条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第7条 本会の会費は1世帯あたり月額300円とする。ただし事情により運営委員会の議を経て会費の免除を行うことができる。

第8条 本会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 運営委員会

第20条 運営委員会は、役員・各常任委員会の正副委員長及び校長・教頭・教務をもって構成する。

第21条 運営委員会は原則として毎月1回開催し、また必要に応じて会長が隨時召集する。

第22条 運営委員会の任務は次の通りとする。

- 1 総会で議決された事業の執行
- 2 総会に提出する議案の作成
- 3 常任委員会相互の連絡調整
- 4 特別委員会の設置
- 5 その他必要事項の審議

第11章 常任委員会

第23条 本会には次の常任委員会をおく。

- 1 学年委員会
- 2 成人教育委員会
- 3 広報委員会
- 4 校外委員会
- 5 推薦委員会

第24条 常任委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第25条 常任委員会の任務は次の通りとする。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 学年委員会 | 学級及び学年の父母と担任・学校との間の連絡調整にあたる。 |
| 2 成人教育委員会 | 会員の教養を高めるための諸行事を行う。 |
| 3 広報委員会 | 広報紙の編集発行を行う。 |
| 4 校外委員会 | 児童の校外生活指導を行うとともに、地域の教育的環境をよくする。 |
| 5 推薦委員会 | 役員推薦及び細則にしたがって活動する。 |

第26条 常任委員の選出は次の通りとする。

- 1 学年委員会は各学級より2名互選する。
- 2 成人・広報・校外委員会については各学級より1名ずつ互選する。
- 3 推薦委員会は細則にさだめる。

第27条 各常任委員会は正・副委員長を1名ずつ互選する。

但し、新入学児童が第一子の会員は、委員長に選出しない。

しかし、本人が希望する場合は委員長に選出することができる。

細則

第1章 推薦委員会

第1条 委員会の構成は次の通りとする。

各学年より1名、学校教職員より2名、計8名で構成する。

委員の互選により正副委員長をおく。

第2条 委員会の任務は次の通りとする。

1 次年度の役員候補者を会員の中より総会に推薦する。

推薦委員会の推薦活動においては、守秘義務を有する。

委員会は総会の7日前までに全会員にその氏名を通知する。

推薦委員は原則として役員候補にはならない。

2 各委員会の活動への協力を行う。

第2章 予算委員会

第3条 会長は予算委員会を委嘱し、次年度予算を編成する。

第4条 予算委員会は新旧運営委員により構成される。

第3章 慶弔

第5条 慶事

1 卒業児童に記念品をおくる。

2 役員の退任ならびに教職員の転退職に際しては、感謝状または記念品をおくる。

第6条 弔事

1 会員死亡の際は金、1万円をおくる。

2 会員の児童死亡の際は金、1万円をおくる。

第7条 その他

1 会員が火災、風水害等の災害を受けた場合、見舞金として5千円をおくる。

2 会員の児童が登下校及び在校中の事故により1週間以上の入院加療を要するものに対し、見舞金5千円をおくる。

3 特別の場合は役員会において審議する。

第4章 細則の改廃

第8条 細則は運営委員の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。

附則

(1) この細則は、昭和61年12月11日より実施する。

(2) この細則は、平成5年5月7日(総会)一部改正、実施する。

(3) この細則は、平成14年5月8日(総会)一部改正、実施する。

(4) この細則は、平成18年2月21日(臨時総会)一部改正、実施する。